

猪瀬直樹委員提出資料

平成15年5月20日

分割民営化に向けた準備としての財務諸表整備を

道路関係四公団民営化推進委員会

猪瀬直樹

2003年5月20日(火)

分割民営化にあたり資産評価は「時価評価」が適切

道路関係四公団は分割民営化の方針が決定している。現在進められている財務諸表の整備は、分割民営化の具体化作業の一環として行われるべきものである。

道路関係四公団は分割民営化で、道路関係四公団の既存組織は解散し、五つの新会社および一つの独立行政法人となる。いわば企業再生にあたるわけで、資産評価についてもいわゆる再生企業の取扱いの例にならび、再生時には実態に即して時価評価とするのが適切である。特殊法人が独立行政法人化される際にも同様の措置が取られる基本方針が決まっている。

2002年10月18日の特殊法人等改革推進本部決定では「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」として、以下を決定している。

「4、新独立行政法人への資産・負債の承継

新独立行政法人の設立にあたっては、特殊法人等の資産・負債を時価評価した上で新法人に承継することとなるが、仮に欠損金を承継することとなった場合でも、安易な国費投入等を行わず、主務大臣及び新独立行政法人が、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎の確保を図る観点から、欠損金の処理計画など具体的な処理方策を策定し、これを着実に実行することをもって対応する」(別添資料)

この「資産の時価評価」の方針は具体的に、各法人の個別法に反映されている。特殊法人としては解散し新たに独立行政法人として再生することが決まっている38特殊法人には、解散と設立について定めている法律が、それぞれ各法人ごとに個別に存在する。その個別法のなかで「解散等」を規定している条項の一文として、「……資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする」といった文言で表現されている。(別添資料 - 1 ~ - 3)

道路関係四公団に関しても同様に、解散および新法人設立に際して各公団ごとに個別の法律を作成するが、その法律のなかで「資産の時価評価」について規定することになる。

「簿価評価」は実態にそぐわない

現在の道路公団という法人が今後も継続して存続するというゴーイングコンサーンの考えにたてば、簿価ベースで「現在の道路公団に民間企業会計基準をあてはめる」という作業でかまわないかもしれない。しかし分割民営化にともない、道路公団という法人は廃止（解散）される。そして道路公団の資産・債務を承継する独立行政法人と五つの株式会社がまったく新たに設立される。現在の法人の保有資産を新たな法人が承継する、いわば企業再生、または M&A（企業買収）が行われるわけで、資産の移譲（M&A でいえば売買）にあたっては、適正価額を判定する必要がある。

単純に簿価で資産価値を算出しても、実態に見合っていない場合が考えられるからだ。毎年 2300 億円規模の収益を稼ぐ東名高速道路の資産価値が簿価評価すると 6000 億円、ほんの 2、3 年で回収できるような価額しかつかないという例に顕著なように、道路公団の場合はまさに資産の簿価評価と実態が乖離しているケースに相当する。（別添資料 ）

分割民営化の方針に沿った「時価評価」手法は収益還元法が最適

「時価評価」の算出方法は、再調達原価法と収益還元法の二種類に大別できる。

再調達原価法は「公団が現在の物価水準の下で再度現状の道路資産を建設したらどれだけの資金が必要か」（日本道路公団財務諸表検討委員会 川村義則委員）を求める方法で、コストの積み上げによって資産価値を判定する考え方である。

収益還元法（DCF ディスカウント・キャッシュフロー法を含む）は、その資産がどれだけの収益またはキャッシュフローを生み出すかを求める方法である。資産の価値とは、その資産を取得するために費用がいくらかかったかではなく、その資産がどれだけの収益（またはキャッシュフロー）をもたらすか、で決まるとする考え方だ。その資産の保有（収益）期間（実稼動年数または、これが不明であれば耐用年数で近似値とする方法がありうる）のなかで生み出される将来キャッシュフローの総額を現在価値に割り戻した額を算出する。（別添資料 ）

資産の適正価額（公正価値＝フェアヴァリュー、時価）とはなにか。資産の適正価額とは、その資産が今後何年間にわたりどれだけのキャッシュフローを生み出すか、を表しているものと捉えてよい。理論的には時価評価とは将来キャッシュフロー総額の現在価値割り戻し後の価額と等価になり、市場があれば時価評価として収益還元法で判定した資産価額が値札についてくる。道路の場合は市場がないが、収益還元法を用いて資産価額を評価しそれを時価とすれば、市場があった場合の時価と一致する。収益還元法によって資産価額

を求めることが妥当と考える根拠である。

コストの積み上げ式で資産価額を求めると、資産の収益力と釣り合わない価額になってしまう可能性がある。償却後再調達原価では、東名高速のような収益力が高く古くから開通している道路の資産価額は、収益力よりも低く算出される。いっぽうで、収益力は低いと比較的新しく開通した道路は、償却が進んでいないので資産価額は収益力と見合わず高く出る。収益力に対して、あるものは高すぎてあるものは低すぎるというアンバランスが生じる。

分割民営化を行ううえで、このアンバランスは問題である。分割民営化した新しい会社は、自社の収益で債務と資産を取得する。収益力が取得能力なのだ。収益力に対応しない資産と債務の額を分割した民営化会社が引き受けることになると、収益力よりも高すぎれば取得が出来ないし、収益力よりも低ければ不当な利益を得ることになってしまい、いずれも適切でない。

国鉄民営化に際しても、特殊法人・新幹線保有機構を設置し、各社の引き継ぐ資産と債務を収益力に応じて再配分する収益調整を行っているが、これと同じ論理である。

当委員会では収益力等が均衡する五つの分割民営化会社のモデルケースを提示している。各社の収益力を均衡させたのは、国鉄改革とおなじく収益調整の観点からであり、資産と債務も当然、収益力に応じて再配分されるものと考えられる。(別添資料 - 1 ~ - 3)

以上から、分割民営化に向けた準備としての道路関係四公団の資産評価は、収益還元法を用いて算出される必要があることを提言する。

特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等

に当たったの基本方針について

〔平成 14 年 10 月 18 日〕
特殊法人等改革推進本部決定

特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 18 日 特殊法人等改革推進本部決定。以下「整理合理化計画」という。）のうち、事業について講ずべき措置は平成 14 年度から既の実施しているところであるが、組織形態については、同計画において、原則として平成 14 年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成 15 年度には具体化を図ることとしているところである。

このため、今般、別表 1 に掲げる特殊法人等について、廃止・民営化等を行うとともに、別表 2 に掲げる独立行政法人について、同表に掲げる期日に設立等を行うこととし、別表 3 に掲げる法律案を今臨時国会に提出することとする。

また、今後、整理合理化計画に従い特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等を行うに当たっては、下記の基本方針によることとする。

記

1 整理合理化計画に則った厳しい事業見直し等

特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっては、今回の改革が、単に法人の組織形態＝「器」の見直しにとどまらず、「中身」である特殊法人等の事業の徹底した見直しが必要であるとの認識に立っていることを踏まえ、整理合理化計画に則り、厳しい事業見直しを行う。

また、平成 15 年度における特殊法人等向け財政支出については、整理合理化計画に則った事業の徹底した見直しの成果を厳格に反映させることにより、新独立行政法人（整理合理化計画に従い設立又は統合する独立行政法人をいう。以下同じ。）等に対する財政支出を含めた縮減・合理化を進める。

2 新独立行政法人の役職員の身分等

新独立行政法人の役職員は、原則として非国家公務員とする。特定独立行政法人と統合すること等から国家公務員とせざるを得ない法人については、非国家公務員とした場合に発生すると予想される支障の回避方策の検討等を踏まえつつ、統合する独立行政法人の中期目標の終了時に非国家公務員に移行することを基本とし、必要な措置を講ずることとする。

新独立行政法人の役職員数は、事業見直し後の事業内容等に応じ、必要最小限のものとする。

新独立行政法人の役員の報酬等については、平成 14 年 3 月 15 日の閣議決定により特殊法人等の役員の給与及び退職金の大幅削減が行われたこと及び報酬等には役員の業績等が考慮されなければならないとする独立行政法人通則法第 52 条及び第 53 条の趣旨を踏まえ、厳に適正な水準とする。新独立行政法人の職員の給与についても、同法第 57 条及び第 63 条の趣旨を踏まえ、適正な水準とする。

また、主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で分かりやすく公表することとする。

3 新独立行政法人の明確かつ具体的な中期目標の設定

独立行政法人の運営については、主務大臣は一般的に関与せず、基本的に長の裁量に委ねられていることから、独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確な中期目標の設定と厳正な評価が極めて重要である。このような独立行政法人制度の特色を踏まえ、新独立行政法人の設立にあたっては、主務大臣は、明確かつ具体的な中期目標を設定することとする。

なお、中期目標の設定に当たっては、役職員数及び人件費を含めた一層の事務運営の効率化を図る。

4 新独立行政法人への資産・負債の承継

新独立行政法人の設立にあたっては、特殊法人等の資産・負債を時価評価した上で新法人に承継することとなるが、仮に欠損金を承継することとなった場合でも、安易な国費投入等は行わず、主務大臣及び新独立行政法人が、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎の確保を図る観点から、欠損金の処理計画など具体的な処理方を策定し、これを着実に実行することをもって対応する。

資料 ②-1

独立行政法人通則法

(平成十一年七月十六日法律第百三号)

最終改正：平成一四年七月三一日法律第九八号

(最終改正までの未施行法令)

平成十四年七月三十一日法律第九十八号 (未施行)

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会(第十二条)

第三節 設立(第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員(第十八条—第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務(第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等(第二十九条—第三十五条)

第四章 財務及び会計(第三十六条—第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人(第五十一条—第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人(第六十一条—第六十三条)

第六章 雑則(第六十四条—第六十八条)

第七章 罰則(第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

- 第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たつては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

- 第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

- 第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

- 第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

独立行政法人雇用・能力開発機構法
(平成十四年十二月十三日法律第七十号)

資料②-2

第一章 総則(第一条—第五条)
第二章 役員及び職員(第六条—第十条)
第三章 業務等(第十一条—第十六条)
第四章 雑則(第十七条—第二十五条)
第五章 罰則(第二十六条—第二十八条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人雇用・能力開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人雇用・能力開発機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇い管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第二条第一号に規定する勤労者をいう。以下同じ。)の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の創出その他の雇い開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第三条第六項及び第七項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物(第五項において「土地等」という。)を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

4 機構は、前二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

での規定については、平成十六年三月一日から施行する。

(雇用・能力開発機構の解散等)

- 第三条 雇用・能力開発機構(以下「旧機構」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。
- 2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 5 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して四月を経過する日とする。
- 6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる額の合計額は、政府から機構に出資されたものとする。
 - 一 第一項の規定により機構が承継した資産(以下「承継資産」という。)のうち一般業務(第十一条第一項各号及び第三項第一号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)、同条第五項に規定する業務並びに次条第一項第四号から第八号まで及び第十一号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係るものの価額から第一項の規定により機構が承継した負債(以下「承継負債」という。)のうち一般業務に係るものの金額、次項の規定により地方公共団体から出資されたものとする金額及び第十項の厚生労働省令で定める金額を差し引いた額
 - 二 財形業務(第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))並びに次条第一項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。)の運営上の必要性を勘案して厚生労働省令で定める金額
 - 三 宿舍等業務(次条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る承継資産のうち厚生労働省令で定めるものの価額の合計額
 - 四 炭鉱援護業務(次条第一項第九号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る承継資産のうち厚生労働省令・経済産業省令で定めるものの価額の合計額
- 7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項及び第二項の規定により機構及び国が承継した資産(炭鉱援護業務に係るものを除く。)の価額の合計額から第一項の規定により機構が承継した負債(炭鉱援護業務に係るものを除く。)の金額を差し引いた額に同項の規定による旧機構の解散時ににおける旧機構の資本金の額に対する地方公共団体の出資額の割合を乗じて得た額は、地方公共団体から機構に出資されたものとする。
- 8 前二項の規定により政府及び地方公共団体から機構に出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資本金として整理するものとする。
 - 一 第六項第一号に掲げる額及び前項の規定により地方公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額 一般勘定(次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。以下同じ。)
 - 二 第六項第二号に掲げる金額 財形勘定(次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務に係るものをいう。以下同じ。)
 - 三 第六項第三号に掲げる金額 宿舍等勘定(次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務に係るものをいう。以下同じ。)
 - 四 第六項第四号に掲げる金額 炭鉱援護勘定(次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち炭鉱援護業務に係るものをいう。以下同じ。)
- 9 承継資産及び承継負債は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。
 - 一 一般業務に係る承継資産及び承継負債 一般勘定
 - 二 財形業務に係る承継資産及び承継負債 財形勘定
 - 三 宿舍等業務に係る承継資産及び承継負債 宿舍等勘定
 - 四 炭鉱援護業務に係る承継資産及び承継負債 炭鉱援護勘定
- 10 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、厚生労働省令で定める

額は、厚生労働省令で定めるところにより、一般勘定において一般業務に充てるための積立金又は一般勘定に属する第十四条第一項に規定する積立金として整理するものとする。

11 第九項の規定により財形勘定、宿舍等勘定又は炭鉱援護勘定に整理された資産の価額から同項の規定により財形勘定、宿舍等勘定又は炭鉱援護勘定の負債として整理された金額及び第八項の規定により財形勘定、宿舍等勘定又は炭鉱援護勘定の積立金として整理された金額の合計額を差し引いた額は、厚生労働省令(炭鉱援護業務に係るものについては、厚生労働省令・経済産業省令)で定めるところにより、それぞれ財形勘定、宿舍等勘定又は炭鉱援護勘定において、財形業務、宿舍等業務若しくは炭鉱援護業務に充てるための積立金若しくは財形勘定、宿舍等勘定若しくは炭鉱援護勘定に属する第十四条第一項に規定する積立金又は財形勘定、宿舍等勘定若しくは炭鉱援護勘定に属する繰越欠損金として整理するものとする。

12 機構は、財形勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13 第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

14 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

15 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

16 厚生労働大臣又は厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第六項第二号若しくは第三号若しくは第十項の厚生労働省令又は第六項第四号の厚生労働省令・経済産業省令を定めようとするときは、それぞれ財務大臣に協議しなければならない。

(業務の特例等)

第四条 機構は、第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 当分の間、附則第二十二條の規定による改正後の勤労者財産形成促進法附則第二条第二項に規定する業務を行うこと。

二 当分の間、附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法(附則第二条の規定による改正後の雇用・能力開発機構法をいう。以下「旧法」という。)附則第十一条第一項に規定する業務(同項に規定する宿舍(以下「宿舍」という。)の譲渡又は廃止に係るものに限る。)、同条第二項に規定する業務(宿舍に係るものに限る。))及び同条第三項に規定する業務を行うこと。

三 前号に掲げる業務が終了するまでの間、附則第二十八条の規定による改正後の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律附則第三条及び附則第三十二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)附則第四条に規定する業務を行うこと。

四 旧法第十九条第三項の規定による資金の貸付け、旧法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされたもの及び附則第二十八条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律第八条の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

五 旧法第十九条第一項第二号又は旧法附則第十二条の規定による廃止前の旧雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条第一項第七号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

六 平成十六年三月一日前に開始された旧法第十九条第一項第二号の身元保証に関する業務が終了するまでの間、当該業務(これに附帯する業務を含む。)を行うこと。

七 平成十六年三月一日前に開始された附則第三十二条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第八十一条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務(これに附帯する業務を含む。)を行うこと。

八 附則第十四条の規定による改正後の駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条第一項に規定する業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

九 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる附則第三十四条の規定による改正後の旧炭鉱労働者等の

独立行政法人水資源機構法
(平成十四年十二月十八日法律第百八十二号)

資料 ②-3

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条—第十一条)
- 第三章 業務等
 - 第一節 業務の範囲(第十二条)
 - 第二節 業務の実施方法(第十三条—第二十条)
 - 第三節 業務の実施に要する費用(第二十一条—第三十条)
 - 第四節 財務及び会計(第三十一条—第三十五条)
- 第四章 雑則(第三十六条—第四十六条)
- 第五章 罰則(第四十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人水資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水資源開発基本計画」とは、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)の規定による水資源開発基本計画をいう。

2 この法律において「水資源開発施設」とは、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)による第十二条第一項第一号の業務の実施により生じる施設及び水資源開発公園による附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公園法(昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公園法」という。)第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものをいう。

3 この法律において「愛知豊川用水施設」とは、愛知用水公園による水資源開発公園法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第七十三号)附則第九条の規定による廃止前の愛知用水公園法(昭和三十年法律第四百四十一号。以下「旧愛知公園法」という。)第十八条第一項第一号イ及びロの事業の施行により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものをいう。

4 この法律において「特定施設」とは、洪水(高潮を含む。)防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて政令で定めるものをいう。

5 この法律において「河川」とは、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川をいう。

6 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者をいう。

7 この法律において「河川管理施設」とは、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人水資源機構とする。

(機構の目的)

第四条 機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。

第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「政令で定めるところにより、厚生労働省、農林水産省若しくは経済産業省の独立行政法人評価委員会又は評価委員会とする。3 国土交通省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、第三十七条第二項第三号に規定する業務に関し農林水産省の独立行政法人評価委員会、同項第四号に規定する業務に関し政令で定めるところにより厚生労働省、農林水産省又は経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおうとき。
- 二 通則法第三十二条第三項 後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勅告をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第四十四条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第四十五条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(事務の区分)

第四十六条 第二十四条第二項並びに第二十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により国土交通大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日
- 二 附則第二十七条の規定 平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日(いずれか遅い日)

(水資源開発公団の解散等)

第二条 水資源開発公団(以下「公団」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて機構が承継する。

- 2 機構の成立の際現に公団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。

- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 公団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、公団の解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 公団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、公団の決算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。
- 6 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧水公団法第三十八条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。
- 7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧水公団法第三十八条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構に属する積立金として整理するものとする。
- 10 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

- 第三条 前条第一項の規定により機構が承継する旧水公団法第三十九条第一項の長期借入金又は水資源開発債券に係る債務について旧水公団法第四十一条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は水資源開発債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
- 2 前項の水資源開発債券は、第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による水資源債券とみなす。

(業務の特例)

- 第四条 機構は、当分の間、第十二条の業務のほか、旧水公団法第十八条第一項第一号の業務(第十二条の業務に該当するものを除く。)のうち次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うことができる。
 - 一 附則第六条の規定の施行前に公団が開始していた業務(実施計画調査中のものにあつては、開発される水資源の利用が確実であるものとして同条の規定の施行前に主務大臣が指定するものに限る。)
 - 二 附則第六条の規定の施行前に水資源開発基本計画に基づき国土交通大臣が河川法による河川工事として開始していた事業又は国が土地改良事業として開始していた事業のうち、国土交通大臣又は農林水産大臣が、水資源開発基本計画に基づき機構が引き継いで行うべきであると認めるものに関する業務
- 2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二条第二項、第十四条第一項及び第三項並びに第十五条中「第十二条第一項第一号の」とあるのは「第十二条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二条第二項中「及び」とあるのは「並びに」と、第十三条第一項及び第五項中「前条第一項第一号の」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第十四条第一項中「同号の」とあるのは「同号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二十条、第三十一条第一項及び第四十七条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第四条第一項」と、第二十六条第一項、第三十条、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

(国の無利子貸付け等)

第五条 国は、当分の間、機構に対し、第二十一条第一項の規定により国がその費用についてその一部を交付する特定施設の新築又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他第二十一条第一項の政令で定める費用に充てる資金について、予算の範囲内において、同項の規定により国が交付する金額(第二十四条第一項の規定により同項に規定する者が負担する金額があるときは、当該金額を控除した金額)から第二十一条第三項の規定(この規定による都道府県の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。)により都道府県が負担する金額を控除した金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

投資用不動産の収益価格の算定の試行について

資料④

平成12年8月
土地局地価調査課

投資用不動産の収益価格の算定の試行について**(収益価格調査)****1. 背景と目的**

- 不動産の鑑定評価については、不動産の証券化の進展をはじめとして、不動産の収益性を的確に反映した多様な評価需要が増大しており、SPCや不動産投資信託などにおいて、投資家保護の観点から、不動産の鑑定評価が法制度上義務付けられるようになってきている。これらの評価においては、収益還元法による収益価格の算定を的確に行うことが求められるが、その算定手法や算定上の課題等については、関係者間に十分な理解が浸透しているとは言い難い状況にある。
 - このため、収益還元法あるいは収益価格について、どのような資料・情報をどのような方法で収集した上で、どのような手法により価格を算定するのか、また、的確な算定を行う上で、どのような課題があるのかなどの点について、具体的に整理し、公表することによって、不動産鑑定士だけでなく、一般の投資家や市場参加者の間で共通理解の醸成を図ることが重要であると考えられる。
 - 平成11年1月の土地政策審議会意見取りまとめにおいても、収益性を重視した鑑定評価への要請の強い大都市の高度商業地において、モデル的に現実の複合不動産の収益価格の算定・公表を検討すべき、との指摘がなされたところである。
 - 本調査は、こうした観点から、収益還元手法の1つであるDCF法(Discounted Cash Flow Analysis)(下記2.を参照)を適用して現実の複合不動産の収益価格を試算し、公表するものである。
 - 調査の実施に当たっては、特に次のような問題認識を持って取り組んだ。
 1. 収益還元手法を的確に適用するためには、還元利回りや割引率の的確な設定が重要であるが、そのために必要な収益性に関する情報が十分に入手し難い状況の中で、どのような算定上の工夫が考え得るか。
 2. 求められた収益価格や割引率の意味するものは何か。特に、複合不動産の収益価格は、建物の管理やテナントの状況などの個別性が強く反映されることを十分認識して取り扱う必要があるのではないか。
 3. 収益還元手法が一層的確に適用されるために必要な情報とは何か。
- 2. 収益還元法とは何か。**
- 不動産の鑑定評価手法には、原価法、取引事例比較法、収益還元法があり、原則として、これら3手法を併用して不動産の経済価値を価格として表示することになっている。
 - このうち、収益還元法とは、不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の合計額をもって不動産の経済価値とする評価手法である。
 - 収益還元法には、主に単年度の純収益を総合還元利回りで還元して求める直接還元法と、多年度の純収益を期待収益率で割り引く手法がある。
 - 多年度の収益還元手法のうち、将来の一定期間にわたる収支変動予測によるキャッシュフローに基づく純収益と分析期間以降の不動産価値を適切な割引率によって現在価値に割り引く収益還元手法がDCF法である。
 - 収益還元法を重視する傾向は、特に商業地の賃貸用不動産を、土地建物一体の複合不動産として取引する時の価格査定に見られるが、投資家が不動産の取引をする際には、賃貸用不動産の保有期間中のキャッシュフローの推移を把握して投資行動を行うことから、上記の収益還元法のうち特にDCF法が活用される機会が多くなっている。

- DCF法の適用に当たっては、現実のキャッシュフローを詳細に把握するため、評価の対象となる不動産の賃貸借契約書、建物図面等の個別データが入手可能でなければならぬ。また、対象不動産の現実の総収益及び総費用を正確に計上するため、経済的・物理的な物件精査業務(いわゆるデューデリジェンス)が求められる場合が多い。本調査では、ビル所有者の協力により、対象不動産に関する個別データを入力するとともに、物理的な調査も実施した。

(表1: 直接還元法とDCF法) (省略)

3. 調査対象不動産

本調査では、ビル所有者の協力を得て、60棟の賃貸用不動産の情報を収集した。対象不動産は、事務用途が中心で、規模は中規模(延床面積3,000～10,000㎡未満)、築後年数は10年程度のビルが多い。
(表2: 対象不動産の概要)

	具体的内容	棟数
主用途	事務所 店舗	54 6
規模 (延床面積)	大規模(10,000㎡以上) 中規模(3,000㎡～10,000㎡未満) 小規模(3,000㎡未満)	14 29 17
築年数	5年程度 10年程度 15年程度 20年程度 25年程度	8 18 12 10 12

4. 調査結果の概要

1. 収益還元手法の割引率の設定手順
 1. 割引率等の決定には様々な手法があるが、米国においては、市場で実際に使われている利率が重視されていることから、対象不動産と類似性の高い取引利回りを収集する手法や、可能な限り現実の投資行動を反映するため、投資家へのアンケート調査により求める手法が活用されている。我が国では取引利回りの情報収集が困難であるため、本調査では、投資家へのアンケート調査を実施し、不動産の個別性が利回りなどのように反映するかなどについて、できる限り詳細に把握した。(このような本格的なアンケート調査は初めて)。(別紙1)
 2. 上記アンケート結果等をもとに暫定的な割引率等を求め、現実の投資家の投資行動や割引率と還元利回りとの関係を踏まえ、数値間の論理的整合性を図りながら最終的な数値を決定した。(このような過程を論理的に整理したのは初めて)。(別紙2)
2. 収益価格及び割引率の結果(別紙3)
 1. 複合不動産の収益価格はビルごとの個別性を反映した価格であり、ビルの規模に比例して総額も大きくなる。このため、ビル相互間の収益性を見るには、賃貸可能床面積当たりの価格などで比較する必要がある。本調査結果を賃貸可能床面積当たりの価格で見ると、600,000円/㎡未満の物件が全体の約7割を占める中、東京都区部の銀座、青山・原宿等の高度商業地に立地し、建物の品等が優れている場合には、1,000,000円/㎡を超える物件も多い。このように、好立地で土地建物一体として有効利用されている不動産の賃貸可能床面積当たりの収益価格は高くなっている。
 2. DCF法の適用において最も重要な数値は割引率である。割引率は期待収益率や投資利回りと同義である。割引率が高いということは、収益価格が低くなることを意味す

る。すなわち、建物管理の状況に問題がある不動産やテナントの退去が予定されている不動産の場合、将来の収益リリスクがあるため、投資家はより高い投資利回りを求める結果、収益の現在価値は低くなる。本調査による割引率は、その過半が7～8%の範囲であったが、東京都区部では6%台が多く、これは東京都区部の商業地域としての収益性に関する相対的なリスクの低さが反映されていると考えられる(割引率の値そのものは、調査時点での金利水準などが反映されたものであり変動するものである。)

3. 取引価格等の情報収集の必要性

本調査では、基本的に投資家へのアンケート調査による情報のみで割引率等の査定を行ったが、よりの確な利回り等の査定のためには、取引事例による取引利回りの情報が不可欠である。また、同アンケート調査において、今後整備が必要な収益性に関する情報としては、賃料情報が挙げられている。我が国の不動産市場における取引価格、賃料等の情報整備が重要であることが確認された。

(米国の不動産市場では、投資用不動産の売買事例等に基づいた取引利回りのデータや期待収益率等の不動産投資インデックス、賃料データなどが整備され、収益還元手法の的確な適用が可能となっている。)

なお、本調査の実施に当たっては、「収益還元法の確な適用に当たって、評価対象不動産の賃料等の情報の開示・提供が不可欠なことについてビル所有者の理解を得るべく説明を行い、その結果、一定数のビル所有者の協力が得られ、本調査はこのような点についての理解の増進に寄与したと考えられる。

一方で、本調査は、ビル所有者の協力が得られた不動産のみを対象としていることから、偏りなく総合的に情報収集することは困難であった。したがって、上記の調査結果は、地域の標準的な建物仕様や賃料水準のビルの収益性を必ずしも反映した結果とはなっていない。

問い合わせ先

国土庁土地局地価調査課
課長 補佐 黒田 (内7444)
指導係 長佐藤 (内7448)
(代) 03-3593-3311
(直) 03-5510-8034

地域分割についての意見集約（案）

平成 14 年 11 月 8 日
道路関係四公団
民営化推進委員会

- 1 . 首都高速道路公団、阪神高速道路公団は、現行ネットワークを核として、それぞれ新組織のあり方を検討する。
- 2 . 日本道路公団は数組織に分割する。
- 3 . 本州四国連絡橋公団は、上記 2 . のいずれかの分割後の新組織と統合する。
- 4 . 上記 2 . の分割に際しては、キャッシュフローをベースに検討し、収支率等が各組織で極端な差がでないように検討する。
- 5 . 将来、新組織が道路資産を取得する場合、その取得額については、資産価額の再評価を行う。

猪瀬直樹委員提出資料

平成14年11月26日

地域分割

地域分割は今回の改革の成果として明確に提示すべき大テーマのひとつであり、具体的な地域分割案を最終意見のなかにはっきりと示す必要がある。すでに議論が重ねられてきており、地域分割についての基本方針は十一月八日の委員会において意見集約されている。その基本方針に沿って、具体的な分割案をひとつに絞って決定することである。

なお十一月八日の意見集約に記されているとおり、分割はキャッシュフローから判断することが可能である。全債務は機構において一括で所有され、各路線・区間毎のキャッシュフローに応じてリース債務総額を再配分することになるため、正確な資産価額の把握を待たずしても、地域分割の詳細はキャッシュフローをベースにして決定することができるのである。

については、十一月八日の意見集約を踏まえたうえで、以下のような具体的な分割案を提案したい。

全国五分割案（詳細は別紙）

1、首都高速道路公団、阪神高速道路公団を拡大した新組織

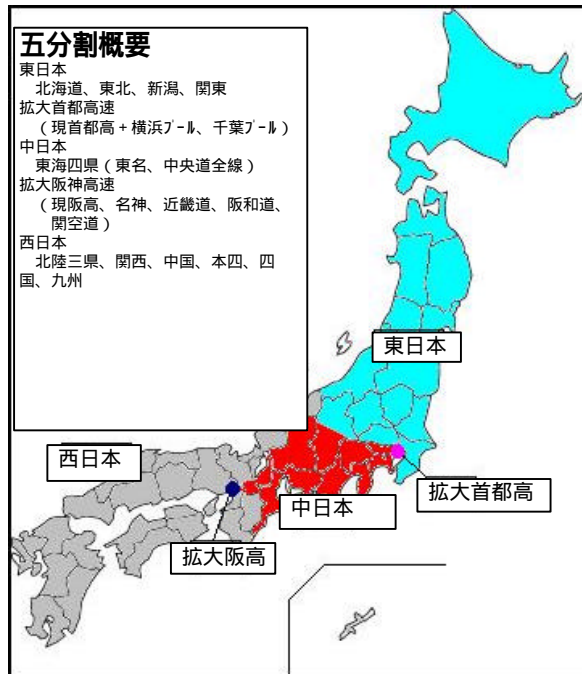
自社で管轄する路線のキャッシュフローに応じてリース債務が再配分されるため、営業損益での赤字路線がないことから、どのような分割エリアであっても問題はない。

ここで拡大した新組織を検討する主旨は、新組織において両公団が背負う既存債務の返済が実現できるという観点を加味した分割案を考えるということにある。

2、日本道路公団を、東日本会社、西日本会社、中日本会社（仮称）の三社に分割

各社の既存路線の収支率が均衡するように、分割エリアを考える。

全国五分割案 (J H を 3 分割し本四公団を統合、拡大首都高、拡大阪高)



(単位 : km , 億円 , %)

	延長	キャッシュフロー			収支率
		収入	管理費	収支差額	
		(A)	(B)	C) = (A) - (B)	
東日本	3,141	6,882	1,737	5,145	74.8
中日本	1,252	6,484	1,067	5,417	83.5
西日本	3,361	5,060	1,685	3,376	66.7
拡大首都	422	3,590	1,043	2,547	70.9
拡大阪神	316	2,402	600	1,802	75.0

ポイント

- ・ 東日本、中日本、西日本で会社規模が近い。
- ・ 五社ともに収支率はほぼ均衡している。
- ・ 東京及び大阪の大都市圏の観光需要などについて、方面別の競争などが働くことが期待される。
- ・ 中日本会社の債務が軽いことから、再編時点で負担すべき貸付料総額が当該道路にかかる債務を大きく超える。

拡大首都高・拡大阪高の考え方 (単位 : km , 億円)

	現首都高	拡大首都高	現阪高	拡大阪高
延長	270	422	221	316
収入	2604	3590	1847	2402
管理費	777	1043	502	600

地域分割に関する追加分析

1. 第32回委員会諮議委員提出資料(事務局にて数値を精査)

全国五分割案
(JHを3分割し本四公団を統合、拡大首都高、拡大阪高)



(単位: km, 億円, %)

	延長	キャッシュフロー			
		収入	管理費	収支差額	収支率
		(A)	(B)	(C) = (A) - (B)	(D) = (C) / (A)
東日本	3,142	6,882	1,471	5,411	78.6
中日本	1,230	6,361	1,043	5,318	83.6
西日本	3,383	7,030	1,612	5,418	77.1
拡大首都	422	3,590	1,043	2,547	70.9
拡大阪神	316	2,402	600	1,802	75.0

拡大首都高・拡大阪高の考え方 (単位: km, 億円)

	現首都高	拡大首都高	現阪高	拡大阪高
延長	270	422	221	316
収入	2,604	3,590	1,847	2,402
管理費	777	1,043	502	600

ポイント

- 東日本、中日本、西日本で会社規模が近い。
- 五社ともに収支率はほぼ均等している。
- 東京及び大阪の大都市圏の観光需要などについて、方面別の競争などが働くことが期待される。

2. 追加検討ケース

会社間の収支率のバランスを分析するため、1. に対し、以下の観点から検討

(案-1) 北陸3県(石川、富山、福井)を西日本から中日本へ移管

(単位: km, 億円, %)

	延長	キャッシュフロー			
		収入	管理費	収支差額	率
		(A)	(B)	(C) = (A) - (B)	(D) = (C) / (A)
東日本	3,142	6,882	1,471	5,411	78.6
中日本	1,516	6,853	1,185	5,668	82.7
西日本	3,097	6,538	1,470	5,067	77.5

※延長比(中日本/西日本)が、0.36(諮議委員案:1,230/3,383)から0.49(案-1:1,516/3,097)

(案-2) 管理費にかえて、「管理費+改良・防災・災害復旧費」で評価

(単位: km, 億円, %)

	延長	キャッシュフロー			
		収入	管理費等	収支差額	率
		(A)	(B)	(C) = (A) - (B)	(D) = (C) / (A)
東日本	3,142	6,882	2,009	4,873	70.8
中日本	1,230	6,361	1,785	4,595	72.2
西日本	3,383	7,030	2,158	4,872	69.3

※改良・防災・災害復旧費の割

- 舗装の打ち換え、トンネル換気施設等の更新
- I C改良、遮音壁の設置・改良
- のり面等の防災対策 etc